

延総農第523号
令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 三浦 久知

市町村名 (市町村コード)	延岡市 (45203)
地域名 (地域内農業集落名)	黒岩地区 (鹿狩瀬集落、大野集落、妙集落、桑平集落、宮長集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 11月 19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が顕著であり、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めていく必要があるため、新規就農者などの担い手を地区内外から呼び込み、地域住民などを交え地域全体で農地を利用して仕組みの構築が喫緊の課題である。また分散錯園の解消による農作業の効率化、高付加価値作物の導入等により農業者の所得向上を図る必要があるため、インフラ整備による農地の条件向上(取水口や用排水路、ポンプ等、老朽化した農業施設の修繕や多雨時期の浸水対策、暗渠排水による畠地化等)を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、ブランド化による高付加価値化を図るため、行政やJAとの品質管理や品種改良に取り組む。(鹿狩瀬集落)

水稻と飼料作物を主要作物としつつ、インフラ整備による農地の条件向上に取り組む。また経営農地の集積・集約化を進めることで農業経営の基盤を整え、新たな担い手の効率的な農地利用を進める。(妙、大野、桑平集落)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地やその周辺の農地については可能な限り農地利用する。その他、住宅街や林地の間にある農地等については、保全管理することにより遊休農地化を防ぐ。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地利用最適化推進委員や機構の駐在員らと連携し、認定農業者や認定新規就農者を中心に農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

行政や関係機関と連携して農地バンクの貸付けを積極的に行い、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進及び機構の駐在員らと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業経営の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、地区内農地の大区画化や暗渠排水、農道整備等の基盤整備に取り組む計画を立てる。また、多雨時期の水の管理が困難であるため、取水口や排水路の改修に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、各種補助事業の活用や農地の斡旋、栽培技術の支援サポート等に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、育苗作業を株式会社JA延岡地域農業振興支援センター、防除作業を延岡スカイサービス株式会社、稲刈り・乾燥・糲摺り作業を川原農園株式会社へ委託を進めることで、農業者の負担を減らし遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防護柵のメンテナンスや追加施工等を計画し、鳥獣被害対策の充実を図る。また、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築し、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦多面的機能支払交付金や生産組合等の地元組織を中心に農地や畦畔等の保全管理に取り組み、営農環境の整備に努める。

⑧利水設備の保全管理を徹底し、揚水ポンプの維持管理や更新、取水口の新設等を検討する。なお、計画策定及び事業実施にあたっては行政や関係機関と連携し、補助事業を活用することで地元負担の軽減を図る。